

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 〔PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス 強化促進加速化事業〕

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

⑥未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業

- 「I. 地域の未利用熱を活用した設備導入支援事業」
- 「II. 廃熱を有効活用する設備導入支援事業」

⑦燃料転換による熱利用設備の脱炭素化促進事業

公募概要

令和4年4月

一般社団法人 環境技術普及促進協会

○はじめに

1. 事業の目的と性格
2. 公募する事業の対象等

　　<補助対象事業の要件>

　　<補助対象設備>

　　<補助金の交付額>

　　<補助事業期間>

　　<補助金に応募できる者>

　　<その他留意事項>

3. 補助対象事業の選定
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項
5. 応募方法について
6. お問い合わせ先



◆本補助事業は、法律及び交付規程等の規定により適正に行う必要があります。

- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」
- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」
- ・「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業)
(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち
未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業」 交付規程
- ・「PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業」 実施要領

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合は、交付規程に基づき交付の決定の解除の措置をとることもあります。

また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解の上で、応募いただきますようお願ひいたします。



◆ 本補助事業は、

未利用熱の活用や廃熱を有効活用する設備導入、化石燃料を燃焼させる熱利用設備を使用している施設において、電気又はガスを活用した熱利用設備を新設や増設する設備導入に対して支援を行うことを目的としています。

1. 補助事業開始は、交付決定日以降となります。
2. 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減効果等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
3. 環境省からの調査や情報提供依頼について、協力してください。
4. 本補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請し、承認を受ける必要があります。
5. これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。



2.1 補助対象事業の要件

本補助事業で補助対象とする事業（⑥未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業）は、以下に示す要件をすべて満たすものとします。

⑥ 未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業

I. 地域の未利用熱を活用した設備導入支援事業

- (1) 地域に賦存する未利用熱（本事業では、地中熱、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱とする。）の効果的利用及び効率的な配給システム等、面的利用に関わる熱利用設備等の導入を行う事業であること。
- (2) 別表第4に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。
- (3) 当該熱利用設備の導入によるCO₂削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO₂削減量で除した値）が、240,000円/tCO₂を下回るものであること。



2.1 補助対象事業の要件

⑥ 未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業

Ⅱ. 廃熱を有効活用する設備導入支援事業

(1) 地域の工場等から排出され、効果的に活用されていない廃熱（※）の面的利用及び効率的な配給システム等により地域の脱炭素化を推進する事業であること。

※ これまで未利用で今後技術的・経済的に利用可能なエネルギーである熱のうち、工場やオフィスビル等から未利用のまま排出される熱のこと。

(2) 当該熱利用設備の導入によるCO₂削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO₂削減量で除した値）が、150,000円/tCO₂を下回るものであること）。



2.2 補助対象設備

⑥ 未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業

I. 地域の未利用熱を活用した設備導入支援事業

○地域の未利用熱の抽出及び熱利用に必要な設備

熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等

※発電設備は対象外

※抽出した熱を利用する空調機、冷凍機等は対象外

II. 廃熱を有効活用する設備導入支援事業

○廃熱を抽出するために必要な設備

熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等

※これまで未利用で今後技術的・経済的に利用可能なエネルギーである熱のうち、工場やオフィスビル等から未利用のまま排出される熱のこと

※抽出した熱を利用する空調機、冷凍機等は対象外

○化石燃料を代替しコスト効率的な地域での熱供給を実現するために必要な設備

高効率型電動熱源機、それに付随する冷却塔、冷温水層、蓄熱層、制御装置、ポンプ又は配管



2.1 補助対象事業の要件

⑦ 燃料転換による熱利用設備の脱炭素化促進事業

- (1) 従来化石燃料を燃焼させる熱利用設備を使用している施設において、電気又はガス（天然ガス、都市ガス、LPガス）を活用した熱利用設備を新設又は増設すること（ただし、燃料転換を伴わない事業は除く）。
- (2) 当該熱利用設備の導入によるCO₂削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO₂削減量で除した値）が、15,000円/tCO₂を下回るものであること。

※本事業における用語の定義は下記の通りとする。

熱利用設備：対象を加熱する設備又は対象の加熱等に利用する媒体（蒸気、温水、高温空気等）を生成する設備

新設：当該施設における熱需要の新規発生に伴い、その熱需要に対応するための熱利用設備を新規に設置する場合

増設：当該施設における熱需要の増加に伴い、その熱需要に対応するために既存設備・システムの能力（生産能力、処理能力等）を増強する目的で、既存設備・システムに追加的に熱利用設備を設置する場合



2.2 補助対象設備

⑦ 燃料転換による熱利用設備の脱炭素化促進事業

① 热利用設備

加熱炉、乾燥炉、蒸気ボイラー、ヒートポンプ給湯機等
※空調設備、事務所用設備は除く

② 热利用設備の稼働に必要不可欠な付帯設備

受電設備、燃料タンク、貯湯槽等
※ただし、当該熱利用設備のみに利用する付帯設備に限る

③ 热利用設備の最適運転を行うために必要な機器

計測器、EMS 機器等



2.3 補助金の交付額

⑥ 未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業

補助率 2分の1

⑦ 燃料転換による熱利用設備の脱炭素化促進事業

補助率 3分の1 (中小企業は補助率 2分の1)



2.4 補助事業期間

⑥ 未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業

○原則として単年度とします。

ただし、単年度での実施が困難な場合、2ヶ年とすることができます。

⑦ 燃料転換による熱利用設備の脱炭素化促進事業

○単年度とします。

※各年度の実施期間は、原則として、交付決定を受けた日から当該年度の1月31日まで。

未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業
燃料転換による熱利用設備の脱炭素化促進事業



2.5 補助金に応募できる者 (⑥ ⑦共通)

本補助事業について応募できる者は次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とします（代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。）。

- (1) 民間企業
- (2) 独立行政法人
- (3) 地方独立行政法人
- (4) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (5) 社会福祉法人
- (6) 医療法人
- (7) 協同組合等
- (8) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (9) その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者

※複数の団体による共同事業での応募の場合は、公募要領「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」の「(2) 複数の団体による共同事業について」を必ず参照ください。

※応募できる者は、共同事業者を含め別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者とします。



2.6 その他留意事項

(1) 維持管理

本補助事業により導入した設備等の取得財産は、交付規程第8条第1項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
また、導入に関する各種法令を遵守すること。

(2) 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、交付規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。



3. 補助対象事業の選定（⑥ ⑦共通）

以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。（ア、イは必須項目、ウは加点項目）

- ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。
- イ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。
また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
- ウ 事業による直接的なCO₂削減効果の費用対効果等が高く見込まれているか。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（⑥ ⑦共通）

（1）補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

＜補助対象経費の範囲＞ 別表第1の第3欄を参照

本補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（⑥ ⑦共通）

＜補助対象外経費の代表例＞

- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 建屋の建設にかかる経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費
- ・ 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・ 建築確認申請費用、系統連系申請費用、消防署への申請費用
- ・ その他事業の実施に直接関連のない経費

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（⑥ ⑦共通）

＜補助事業における利益等排除＞

- 本補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。
- このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（⑥ ⑦共通）

（2）複数の団体による共同事業について

- 補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。
- この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。
- また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。
- 代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。共同で補助事業を実施するすべての者が、「2.5補助金に応募できる者」に該当すること。代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。
- なお、ファイナンスリース契約等より設備導入を行う場合は、リース事業者等を代表事業者とし、リース方式等により借受ける事業者を共同事業者とします。
- この場合、交付の条件として、次に示す書類の提出を条件とします。
 - ア リース料等から補助金相当分が減額されていること。
 - イ 補助事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

〈未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業〉

(3) 複数年度計画事業について

- 補助事業期間は、原則として単年度とします。
ただし、単年度での実施が困難な事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳を提出することを条件に2ヶ年度とすることができます。
- なお、翌年度以降の補助事業は、国において翌年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、翌年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。
- また、複数年度事業の場合、補助金の交付申請等は年度毎に行っていただく必要があります。事業実施期間は、原則として、各年度の交付決定を受けた日から当該年度の1月31日までとします。

4.2 補助事業の実施における留意事項（⑥ ⑦共通）

（1）交付申請

- 公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は別途定める交付規程に従います）。その際、補助金の対象となる費用は、補助事業期間内に行われる事業で、かつ補助事業期間内に支払いが完了するものとなります。

（2）交付決定

- 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。
 - ① 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
 - ② 補助対象経費には、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

4.2 補助事業の実施における留意事項（⑥ ⑦共通）

（3）補助事業の開始及び完了

- 補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。
- 事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。
- 補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、ご注意いただきたい点は主に以下のとおりです。
① 契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。

※ 補助事業者は、協会から交付決定を受ける日までの間に、補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札、見積合わせ、落札者決定等）を行うことは認めますが、その契約締結日又は発注日が交付決定日より前となる契約等の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

- ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。
- ③ 当該年度に行われた委託・請負等に対して、その年度の1月31日までに、検収並びに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。

4.2 補助事業の実施における留意事項（⑥ ⑦共通）

（3）補助事業の開始及び完了（続き）

- 補助事業の完了とは、補助事業者が、補助事業の実施に係る全ての委託・請負等が完了し、委託・請負等の相手先から完了届等を受領した上で、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査（以下「検収」という。）を行い、検収に合格した委託・請負等の成果に対して、対価の支払い及び精算が行われることをいいます。

（4）補助事業の計画変更等

- 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や計画変更承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

（5）完了実績報告及び補助金額の確定

- 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後30日以内又はその年度の2月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。
- 協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知します。

4.2 補助事業の実施における留意事項（⑥ ⑦共通）

（6）補助金の支払い

- 補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）に精算払請求書を提出していただきます。その後、EICから補助金の支払いが行われます。

（7）補助金の経理等について

- 補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。
- これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項（⑥ ⑦共通）

（1）取得財産の維持管理等

- 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。
 - ① 補助事業者は、取得財産等について、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - ② 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）で定める期間を経過するまでの間、協会の承認を受けないで、処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））することをいう。）してはならない。
 - ③ 補助事業者は、②の期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-Creditへの登録を行ってはならない。

3

4.3 補助事業完了後における留意事項（⑥ ⑦共通）

（2）二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

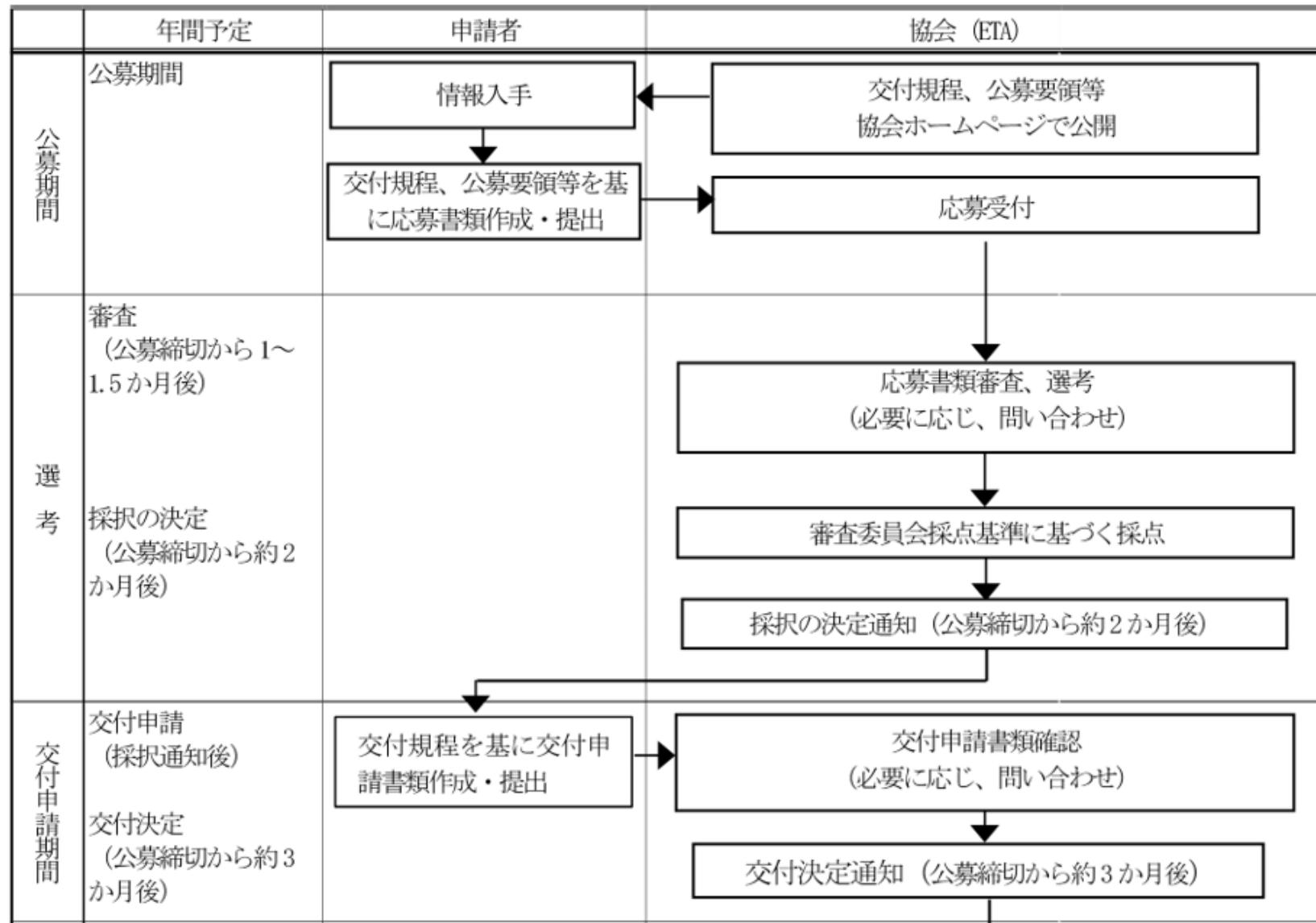
- 補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素量の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。

（3）事業報告書の提出及び調査等への協力

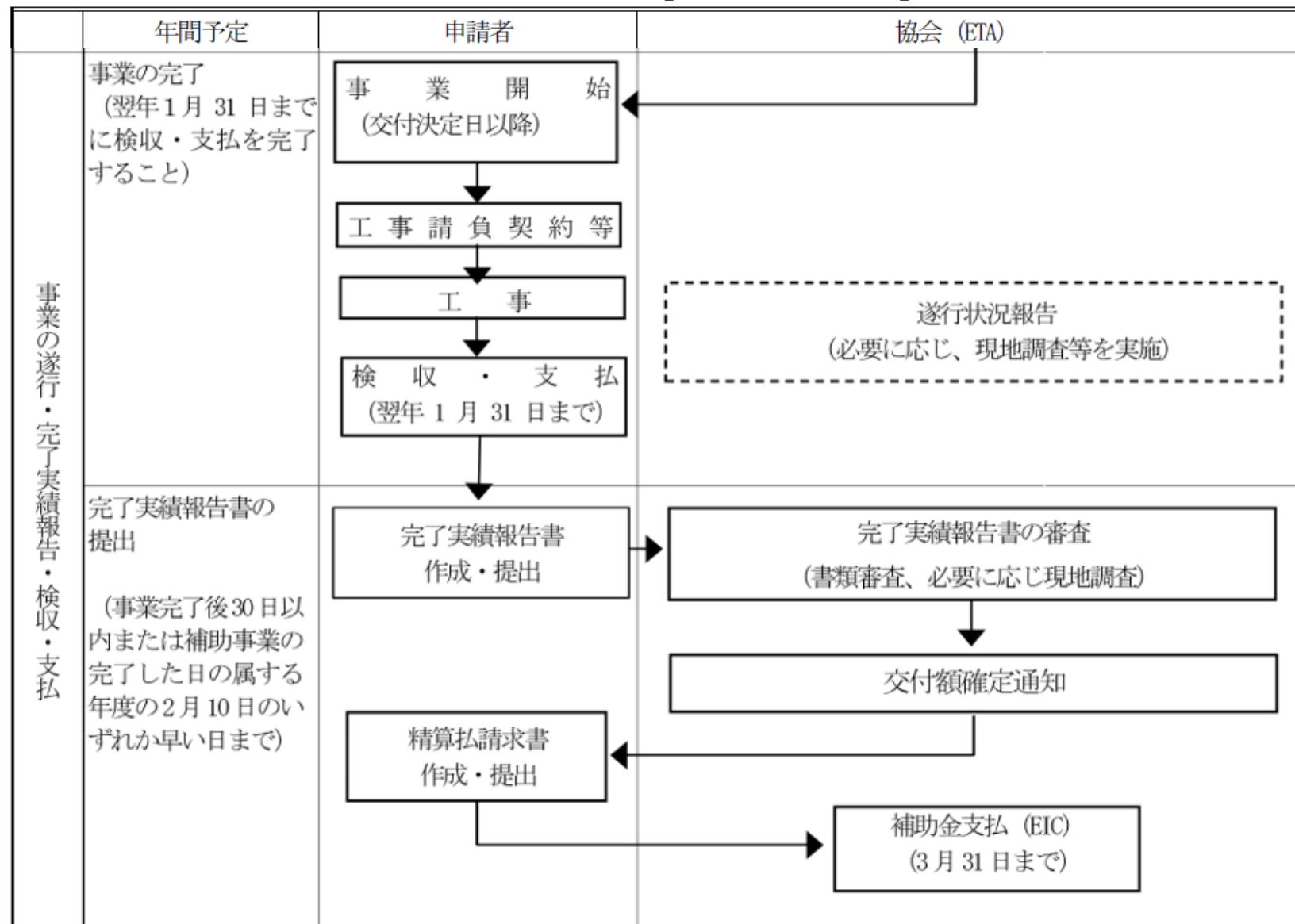
- 補助事業者は、交付規程に従い、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式により事業報告書を環境大臣に提出してください。
- 補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。
- 補助事業者は、環境省（又は環境省から委託業務を受託した民間事業者）が必要に応じて行う情報提供依頼やアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

4.補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

4.4 事業実施のスケジュール (⑥ ⑦共通)



4.4 事業実施のスケジュール (⑥ ⑦共通)



【応募書類概要】

A.申請書

A-1	様式1 応募申請書
A-2	提出書類チェックリスト

B.実施計画書

B-1	別紙1 実施計画書
B-2	事業実施場所の地図 ●設備を設置する場所の地図と現在の利用状況が判る図面・写真等の資料を添付すること
B-3	当該施設が記載されたハザードマップ（土砂災害・浸水被害） ●対象施設の位置が分かるように印をつけること ●事業完了までにハザードマップが改訂された場合、改訂後のハザードマップを適用しますので、ハザードマップの改訂時期を確認すること
B-4	事業の実施体制表
B-5	事業の実施スケジュール
B-6	導入を予定している設備内容（仕様書を含む） ●導入予定設備の一覧表、仕様書、配置図 ●単線結線図、システム図 ●導入予定設備の設置方法 ●導入予定設備の図面、カタログ など
B-7	導入熱利用設備発熱量-CO2削減量計算表
B-8	CO2削減効果の算定根拠
B-9	ランニングコスト算定根拠

5. 応募方法について

公募要領 ⑥p 11~13
⑦p 10~12



C.経費関係書類

C-1	別紙2 経費内訳
C-2	経費内訳表
C-3	見積書 ●金額の根拠書類（見積書又は計算書）等を参考資料として添付すること ●項目・金額がC-2に正しく転記されていることを確認すること
C-4	補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト

D.その他の資料

D-1	会社の概要 ●代表事業者・共同事業者の概要が分かるパンフレット等を添付すること
D-2	法人登記全部事項証明書 ●代表事業者の法人登記全部事項証明書を添付すること
D-3	代表事業者の財務内容に関する書類 ●代表事業者の単体ベースの直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出すること
D-4	その他参考資料 ●借地契約書、設備設置承諾書等（応募段階では、借地契約書、設備設置承諾書の提出は不要） ●防災拠点であればそれを示す書面（防災計画書、協定書等） ●【リース契約等の場合】リース契約関係資料等

【提出方法】

応募書類は、電磁的方法もしくは書面にて公募期間内に下記の提出先に提出して下さい。

[電磁的方法による提出の場合]

- ・メール件名に **【未利用熱・廃熱利用又は燃料転換 応募事業者名】応募申請** と記載してください。
- ・提出する資料のデータ容量は十分に注意をしてください（データの容量が多い場合は、オンラインストレージサービスなどを利用するなどして提出してください。）。
- ・データを圧縮する場合は、zipファイルを使用してください。
- ・提出資料には、資料ごとにファイル名を付けてください。
- ・電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めことがあります。

[書面による提出の場合]

応募書類を封筒に入れ、宛名面に 応募事業者名 及び

「未利用熱 応募申請書 在中」、 「廃熱利用 応募申請書 在中」
又は

「燃料転換 応募申請書 在中」 を朱書きで明記してください。

5. 応募方法について

公募要領⑥ p 14
⑦ p 13



【提出期間】

4月19日（火）から5月31日（火） 17時必着

【提出先】

[電磁的方法による提出の場合]

メールアドレス : **shinshuho@eta.or.jp**

件名 : 【未利用熱・廃熱利用又は燃料転換 応募事業者名】 応募申請

[書面による提出の場合]

〒534-0024

大阪市都島区東野田町2-5-10 京橋プラザビル6階

一般社団法人 環境技術普及促進協会

「未利用熱」・「廃熱利用」又は「燃料転換」 担当宛

6. お問い合わせ先

公募要領⑥ p 15
⑦ p 14



公募全般に対するお問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に事業者名及び事業名を記入してください。

また、メール本文の冒頭に、応募を予定している「**未利用熱・廃熱利用又は燃料転換について**」を記載するとともに、メール末尾にご担当者の連絡先（事業者名、所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

<メール件名記入例>

【応募事業者名】未利用熱・廃熱利用 又は 燃料転換について

<お問い合わせ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第3グループ

お問い合わせメールアドレス : shinshuho@eta.or.jp

※お問い合わせの内容について、協会の担当者から電話で確認する場合があります。

<お問い合わせ期間>

令和4年4月19日(火)～令和4年5月24日(火)

※お問い合わせ期間を過ぎた質問の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

【圧縮記帳】

- ・所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という。）が設けられています。
- ・本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。

なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

【消費税、地方消費税の取り扱い】

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。[【交付規程第4条第2項】](#)

ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合もあります。**